

山口市立名田島小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義 (H29,5,29文科省)

「いじめ」とは、「**一定の人的関係のある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**」をいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は「強い・弱い」等の印象や子どもの様子、回数など、表面的・形式的に行うことなく、**いじめられた児童の立場に立って**とらえることが必要である。**(別紙1)**

具体的ないじめの態様（山口市いじめ防止基本方針より）

- ◇ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) 学校におけるいじめの実態

毎週金曜日朝に実施している**生活（いじめ）アンケート（別紙2）**では、「いじめ」と訴える児童は出てきていないが、いじめへ発展する可能性がないとは言えない。そのため、**子どもの表情や行動に変容がないか細やかな観察**をし、発見した場合は全職員間の情報交換を密にし、**即対応**するように心がけている。

(3) 目指す子どもの姿

本校の児童は、素直で明るく、そして優しく、いろいろな活動に前向きに取り組むよさがある。上学年は下学年のお世話に進んで取り組み、伝統にもなっている。一方で、人前での**表現力**が乏しかったり、自分で判断しないで**周りに流され**たり、自分から行動しなかったり、互いの**好ましくない行動を指摘し合うことができなかつ**たりするなど、小集団独特の体質を改善することも課題である。また、低学年から同じ学年のメンバーでずっと過ごしてきているので、**固定された人間関係**が形成されているとも言える。

そこで、授業を中心とした学校生活全般において、**友だちと積極的に関わり**ながら切磋琢磨して、自分を伸ばしていく子どもの姿を目指したい。また、言動に気をつけて人権感覚を磨き、**いじめを見抜く力**、友達同士でも注意し合える力も育てていきたい。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 名称

『名田島小学校いじめ対策委員会』

(2) 構成員及び役割(全教職員と随時スクールカウンセラー)

- 校長・教頭 … ・いじめ防止基本方針の策定指針
・重大事態への対応及び学校設置者への報告
・学校評価アンケートでいじめ問題についての項目
- 生徒指導主任 … ・いじめ防止基本方針の策定、公開、見直し
・生活アンケートの計画 ・会議(連絡会)の開催
・研修会の企画、実施
・ケース会議の設置
- 教育相談担当 … ・教育相談の計画
・相談体制の整備(いじめ相談ポストの設置、管理)
・ケース会議の設置
- 教務主任 … ・年間計画への位置づけ、検証
- 養護教諭 … ・保健室訪問児童の実態把握、情報伝達
- 担任、その他教職員… ・学級児童、その他全校児童の実態把握
・生活アンケートの実施等
- SC(漏上中) … ・いじめ対策委員会の参加(学期に1回)
・授業参観や教育相談
・被害者や保護者の心のケア
- 教育相談員 … ・学校訪問時に教育相談

(3) 主な取組み

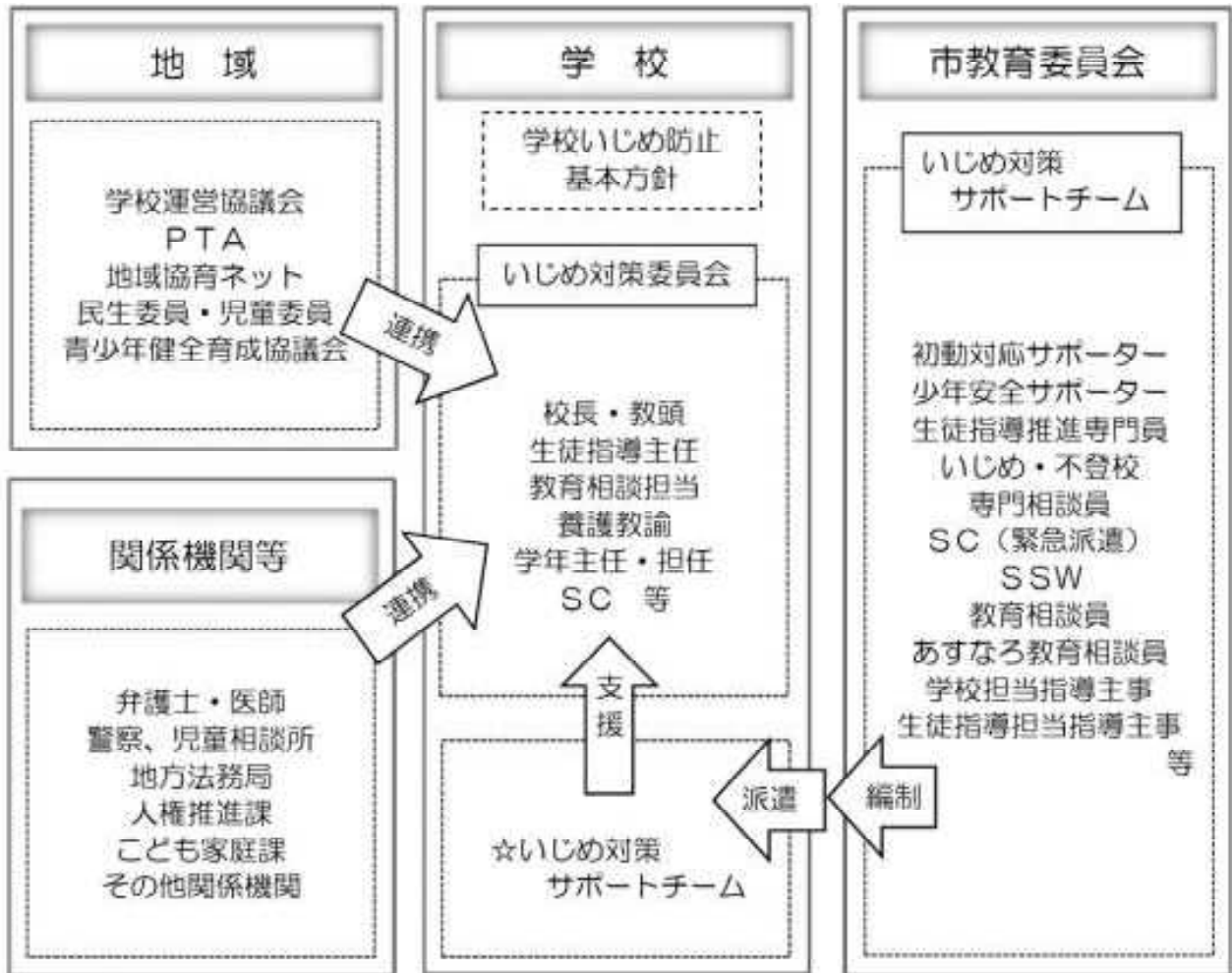
☆いじめを許さない学校・学級作りへ向け、組織全体で取り組んでいく。

- ① 毎週の生活(いじめ)アンケートの実施と報告、
該当児童の聞き取りと対応、事後指導(別紙2)
- ② 児童の実態把握
- ③ 毎月の会議(児童理解の会)への情報提供
- ④ 学期に1度の教育相談週間の実施(児童アンケート 保護者アンケート)
- ⑤ いじめ防止強化月間(10月)の特別アンケートによる全児童教育相談の実施
- ⑥ いじめ防止啓発ちらし配布(別紙3)
- ⑦ 学校評価アンケートに「いじめ問題への取り組み」についての項目を設定
- ⑧ 校内研修「いじめに関する内容」による教職員の資質向上
 - ・いじめの未然防止・早期発見・早期対応10のポイント(別紙4)
 - ・いじめ防止対策推進法(H25.9施行)
第4条「児童等は、いじめを行ってはならない。」
 - ・不登校防止「心をつなぐ1・2・3運動」(別紙5)
- ⑨ いじめ問題対策会議(ケース会議)の随時設置

(4) 組織の位置付け

いじめ対策組織

学校は、市教育委員会と連携を図り、「いじめ対策サポートチーム」や関係機関の専門家の助言を得ながら、いじめの状況に応じて「いじめ対策委員会」を機動的に運用する。



山口市いじめ問題対策連絡協議会

山口市は、いじめに対する基本的な考え方を共有し、関係機関の更なる連携強化を推進するため、法第14条の趣旨を踏まえ、学識経験者や児童相談所等の関係機関、学校関係者、市長部局関係課、市教育委員会等からなる協議会を設置する。

3 いじめ防止等の対策のための年間実施計画

【年間】

- ① 『AFPYの5つの視点』に基づく授業づくりの推進(別紙6)
- ② 「学級活動」「道徳」の充実と学校教育活動全般を通じたいじめ防止への取組
- ③ 週1回の生活(いじめ)アンケート
- ④ 毎月の児童理解の会における情報交換
- ⑤ 休み時間に教職員と児童と一緒に活動する
- ⑥ 縦割り班活動(登校班、縦割り班掃除、縦割り班給食、トーク朝会、行事等)

※ 主要行事 … 1年生を迎える会(5月)

なかよし集会(11月) 6年生を送る会(3月)等

【その他】

- ① 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)への報告(本年度の取組みと現状等)
- ② 教育相談週間及び保護者アンケートの実施(学期に1回)
- ③ 児童連絡簿 個人カルテの作成(主に学年末の引き継ぎ用)

4 地域・保護者との連携に関わること

(1) 保護者との連携

- ・いじめの早期発見には保護者の観察と協力が不可欠であることを、年度当初の教育振興会総会や保護者会、家庭訪問の際などで伝え、連携していく。
- ・名田島小HPに、いじめ防止基本方針を載せる。
- ・学期1回の保護者用アンケートで児童の気になることを答えてもらうとともに、何かあれば随時相談できる体制があることを示す。
- ・10月に人権参観日と講演会を開催し、人権の意義や学校での取り組みについて理解してもらい、家庭でも協力してもらう。

(2) 学校運営協議会との連携

- ・児童理解の会の際の学校の取組みや児童の実態を報告し、地域での様子を聞く機会を設け情報交換に努める。
- ・授業参観を通して児童の実態をとらえ、様々な教育活動やいじめ防止に関して御意見をいただく。

(3) 主任児童委員との連携

- ・主任児童委員との情報交換会(年1回以上)を実施し、様々な教育活動やいじめ防止に関して御意見をいただく。

5 いじめを受けていると思われる情報を得た場合、または確認された場合（別紙7）

- (1) 事実確認をし、全職員による情報の共有
- (2) いじめ速報カードによる教育委員会への報告及びいじめ対策サポートチームとの連携
- (3) いじめ問題への介入（いじめをやめさせる）
- (4) 校内いじめ問題対策会議（ケース会議）設置
- (5) いじめ問題記録の共通化
 - ① いじめ被害者氏名
 - ② いじめの状況
 - ・いじめの事実の有無・いじめの程度
 - ・加害者、周囲の子どもたち、保護者の状況
 - ・いじめの発端いじめ発覚のきっかけ等
 - ③ 報告状況
 - ・いつ、誰が、誰に、どのような内容で報告したか
 - ④ 対応内容
 - ・被害者への対応内容・加害者への対応内容・保護者への対応内容
- (6) 教育委員会への詳細報告（いじめ速報カードに続いて）
 - ① 聞き取り等による事実確認の状況・推移や学校の対応方針、結果等
 - ② 犯罪行為、生命に関わる事案など、重大事案の場合
- (7) 継続的な支援、指導及び助言
 - ・いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援
 - ・いじめをした児童に対する指導と保護者に対する助言
 - ・保護者と情報を共有し、保護者の理解・協力を得る
 - ・教育を受ける権利の保障

（いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるための必要な措置）